

(ウ) リノベーションまちづくり（第11条）

まちに賑わいを取り戻すため、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、産業振興、雇用創出、コミュニティ再生、エリア価値の向上などを図る事業であり、市内で活動されているまちづくり事業者や不動産オーナー等と連携し、市内各地で事業展開をした。

また、黒崎地区では、令和元年度から、商店街エリアの遊休不動産等を活用するリノベーションまちづくりの取組を開始している。商店街の空き店舗を題材にリノベーションスクールを開催したところ、民間事業者によるリノベーションの動きが現れ、本年5月には商店街の一角（寿通り商店街）にアーケードシェアハウスと商業テナントで構成されるリノベーション物件がオープンした。

【エリアごとの取組状況】

単位：件、人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
門司区	事業化件数	5	2	2
	雇用者数	17	7	5
小倉北区	事業化件数	1	2	0
	雇用者数	39	23	19
小倉南区	事業化件数	1	0	0
	雇用者数	1	0	0
若松区	事業化件数	0	1	0
	雇用者数	0	3	0
八幡西区	事業化件数	1	1	3
	雇用者数	0	4	8
小計	事業化件数	8	6	5
	雇用者数	57	37	32
リノベーションに関連するまちづくり会社等	雇用者数	11	6	0
合計	事業化件数	8	6	5
	雇用者数	68	43	32

【リノベーションスクール等の開催状況】

単位：回、人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
リノベーションスクール	回数	0	1	1
	人数	0	16	—
まちづくり・再生塾	回数	1	0	1
	人数	40	0	33

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リノベーションスクールはオンラインセミナーに代替した。

キ 経営に関する支援

(ア) 北九州市中小企業融資制度（第9条第4項、第12条）

市内中小企業が、事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、北九州市が取扱金融機関及び福岡県信用保証協会と連携して行っている融資制度である。

【中小企業融資利用状況】

単位：件、百万円

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	新規貸出		新規貸出		新規貸出		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
計	2,839	23,275	3,193	29,886	3,450	73,450	
小規模企業者 支援資金	1,477	5,871	1,532	6,048	349	1,423	
一般 事業 資金	小口	477	3,609	533	4,197	118	860
	長期	405	8,599	367	7,820	52	1,127
	短期	186	1,355	177	1,190	44	463
災害復旧 資金	0	0	0	0	0	0	
連鎖倒産 防止資金	0	0	0	0	0	0	
景気対応 資金	112	3,044	401	9,914	2,715	68,529	
経営力強化サ ポート 資金	0	0	0	0	0	0	
開業支援 資金	178	730	180	690	167	822	
事業承継 資金	-	-	-	-	4	215	
成長加速化協 調資金	-	-	1	10	0	0	
新事業開拓支 援資金	0	0	0	0	0	0	
新成長戦略み らい資金	4	65	2	14	1	10	
高度化・準高度 化資金他	0	0	0	0	0	0	

【イ）中小企業支援センター特定支援事業（第9条第1項、第12条）

中小企業の経営革新を促進するため、「中小企業支援センター」において、経営相談、専門家派遣、情報提供などをワンストップで実施するとともに、巡回専門相談員やマッチングコーディネーターによる企業訪問を実施した。

【業種別相談件数】

単位：件

業種	平成30年度	令和元年度	令和2年度
製造業	333	359	207
卸売業	16	14	13
建設業	49	50	22
小売業	53	75	40
サービス業	404	287	220
その他	61	74	21
小計	916	859	523

【内容別相談件数】

単位：件

相談内容		平成30年度	令和元年度	令和2年度
【経営】	経営全般	224	264	173
	事業承継	8	8	0
	事業再生	1	0	0
	M&A	4	8	1
	小計	237	280	174
【技術】	技術・商品開発	75	110	39
	省エネルギー化	2	2	0
	小計	77	112	39
【営業】	マーケティング	117	89	9
	販路開拓	72	84	78
	海外展開	3	11	13
	小計	192	184	100
【資金】	資金	97	66	46
	税務	22	30	14
	小計	119	96	60
【その他】	創業・転業	146	70	39
	法律	22	10	6
	労務・雇用	23	33	29
	人材確保・人材育成	13	10	4
	IT化	23	21	41
	取引条件・下請	2	4	1
	知財	0	0	0
	その他	62	39	30
	小計	291	187	150
合計	916	859	523	

【専門家派遣】

単位：件

業種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数
製造業	6	46	5	40	5	32
卸売業	0	0	0	0	0	0
建設業	1	5	0	0	0	0
小売業	2	14	1	10	0	0
サービス業	9	55	5	35	6	34
その他	2	5	0	0	4	13
小計	20	125	11	85	15	79

(ウ) 巡回指導及びマッチングコーディネーター事業（第9条第1項、第12条）

中小企業支援センターに配置した巡回専門相談員が、市内の中小企業を訪問し、情報提供を行うとともに経営課題の解決に向けた支援施策の紹介等を実施した。また、中小企業支援センターの専門的知識を有するマネージャーが、その専門性や人的ネットワークを活かして販路開拓支援を行った。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問企業数 (うち小規模企業)	287社 (180社)	218社 (143社)	182社 (157社)
マッチング件数	59件 (うち成約3件)	59件 (うち成約4件)	11件 (うち成約1件)

(エ) 各種施策への中小企業の意見反映（第9条第2、3項）

中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、市内中小企業団体からの中小企業対策に関する要望活動や、市内中小企業団体、支援機関、大学などで構成する中小企業振興協議会の開催などを通じて、中小企業に関する実態把握および中小企業からの意見を反映したうえで、施策を推進した。

【市内中小企業団体からの要望・回答（抜粋）】

要望	回答
地元中小企業の人材確保に対する支援について	本市では、雇用対策を引き続き市政の最重要課題と位置づけ、地元企業の人材確保を支援するために、各種事業を実施しており、令和2年度についても新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた人材確保支援を行い、今後も取組みを強化していきます。
新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける中小企業者への支援に対する予算の増額について	中小・小規模企業は地域経済の要であり、雇用を支える重要な役割を担うものと認識しており、中小企業振興条例に基づき、中小・小規模企業の振興を図るための施策を適宜実施していきたいと考えています。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小業者への資金繰り支援について	従来の資金繰り支援に加えて、オンライン申請の導入など審査事務の効率化に取り組み、今後も、金融機関と福岡県信用保証協会と連携を図りながら、市内企業の資金繰り対策に万全を期していきます。
プレミアム付商品券発行支援事業の継続と助成拡充について	本年度も、プレミアム付商品券の発行を継続して支援し、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により深刻な打撃を受けた商店街等を支援するため、助成内容を拡充し、予算も増額しております。
小売業・サービス業を中心とする中小企業のキャッシュレス決済の導入促進等の支援について	キャッシュレスセミナーを実施し、キャッシュレス決済の導入促進を図ってまいりました。本年度も引き続き、スマホ決済の勉強会や環境整備・導入の支援を行っていき、街なかの消費喚起やにぎわい創出につなげて、生産性向上の支援を行っていきます。

【中小企業振興協議会の開催概要】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催日程	平成30年8月21日	令和元年8月21日	令和2年7月29日
参加メンバー	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 市内企業（4企業） 行政 福岡県事業引継ぎ支援センター （計14名）	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 市内企業（3企業） 行政 （計13名）	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 金融機関 支援機関（2団体） 行政 （計9名）
議題	①事業承継対策 ②人手不足対策（IT活用、地元就職促進）	①生産性向上（企業連携） ②SDGsの推進	①アフターコロナを見据えて ・労働環境、生活環境、労働市場、生産設備、工程の変化等
意見交換の内容	①事業承継対策に関して専門家による説明と質疑応答が行われた。 ②IT等を活用した生産性向上と地元就職促進に向けた取組について、参加者から事例発表をいただいた上で、情報交換を行った。	①2つのテーマに沿って、先進的な活動に取り組む参加者から活動状況を発表いただき、その他の参加者からの意見や感想を交えて、意見交換を行った。	①新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでとは全く違った経済活動を強いられているが、それを乗り切るための対応策などについて、現状を踏まえながら意見交換を行った。
主な意見・要望	①事業承継対策 ・事業承継は、引継ぎ時期を決めて、しっかりと準備を進めていく必要がある。 ・熟練技能者の技術の承継をどのように行っていくのかという課題も重要である。 ・事業承継を考えている者向けの勉強会（セミナー）を開催してほしい。 ②人手不足対策 ・IT導入補助金等の活用はいいが、過剰な投資になるなど、支援機関がベンダーの言いなりにならないように勉強が必要。 ・ドライバー等の職種は、なかなか人が採用できない。 ・高校生、親が、地元企業を知る機会を設けることが必要。	①生産性向上（企業連携） ・単なる生産性向上だけでなく、付加価値を上げることも重要。 ・企業連携となると社長の意思等で難しいところもある。 ・行政だけでなく、組合等が中心に異業種を巻き込み、情報交換ができる場づくりが重要。 ・生き残る企業は、ネットワーク（連携）と地域との共生を考えている企業。 ②SDGsの推進 ・学生の採用、社員のモチベーションを上げるために、企業としてSDGsに確実に取り組むべき。 ・SDGs経営は、中小企業にとっては大きなビジネスチャンス。 ・学生が地域活動の場で、自らSDGsの活動ができる仕組みづくりが必要。	①アフターコロナを見据えて ・テレワークは困難というイメージであったが、実際には問題ない。 ・商店街では販売方法が変わり、ネット販売が増えてきており、各店舗様々な形でチャレンジをしようとしている。その時のノウハウの提供や補助金等の支援をお願いしたい。 ・建設業で現場作業は、どうしてもコロナ対応が難しくなる。その中でマスク、体温検査、健康状況の把握などに注意して、現場作業に取り組むようにしている。 ・支援機関としては、何とか補助金を活用して頑張ろうという企業を、職員一丸となって採択に向けて応援している。 ・これを機にドメインの見直しなど、中長期的に企業のあり方を見つめ直して見る必要がある。

ク 中小企業に関する施策等情報の発信

(ア) 中小企業振興施策の情報発信（第9条第9項）

中小企業の振興に関する各種施策については、「北九州市中小企業支援ガイドブック」や「ネットワーク北九州」、「北九州商工会議所や中小企業団体のメルマガ」、「緊急経済支援策の新聞折り込み」など各種情報媒体を通じて、情報発信を実施し、中小企業の振興に関する市民の理解を深めたいと、施策を推進した。

【情報発信の内訳（主なもの）】

項目	概要	平成30年度	令和元年度	令和2年度	指標
中小企業向け情報誌「ネットワーク北九州」の発行	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回（メール配信）及び中小企業支援センターホームページ上で公開。 支援施策の紹介、イベントやセミナー、企業紹介記事などを掲載。 	1,700部	1,700部	1,700部	発行部数
ホームページによるPR	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに支援施策やお知らせ、関連サイトなどをまとめてPR。 	41,597件	41,913件	48,338件	アクセス件数
メールマガジンの発行	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年11月から毎月1～2回、最新ニュース、公募案件やセミナーの案内などを配信。 平成29年4月からは毎週1回に変更。 	1,171件	1,276件	1,394件	配信先件数
中小企業支援施策活用ガイドブックの発行	<ul style="list-style-type: none"> 毎月4月に発行。 市の制度だけではなく、国や県などの類似の制度も併せて紹介しており、支援センター、各区役所に配置するほか、セミナー受講者などに無料配布。 中小企業団体での施策説明や金融機関を訪問しての施策利用のPRなどに活用。 	7,000部	6,000部	6,000部	発行部数
技術マップの発行	<ul style="list-style-type: none"> 市内中小企業約400社の保有する製品、得意技術などの情報をまとめたデータベース。 平成17年3月からインターネットで市内外に情報発信。 	18,045件	15,412件	10,130件	アクセス件数

(イ) 学校教育における中小企業の魅力発信（第9条第10項）

中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力の発信を行うものとして、学校教育において、中小企業を含む市内企業の協力のもと、工場見学や企業協同のイベント（ゆめみらいワークなど）を実施した。

(ウ) 北九州ゆめみらいワーク（第9条第10項）

学生等を対象に、早い段階からの職業観の醸成や将来の市内就職につなげることを目的に、地元企業の仕事内容等について、直接聞き体験できるイベントを平成27年度から開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面開催を見送り、それに替えて、企業研究や業界研究に活用できる動画等を作成し、市の就職情報サイト「しごまる。」に公開するとともに、市内外の学校に送付した。

<平成30年度～令和元2年度実績>

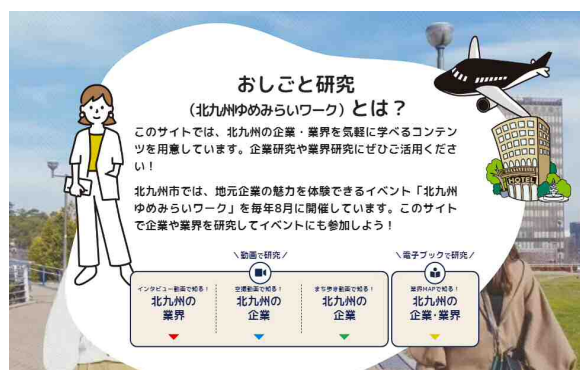
	平成30年度	令和元年度
出展者数	121団体	134団体
来場者数	7,103人	7,504人



【ゆめみらいワーク（令和元年度）】

<令和2年度>

動画作成企業数	36団体
冊子掲載企業数	580団体
閲覧件数 (R3.6.30 現在)	約4,800件



【「しごまる。」ホームページ】

北九州市中小企業振興条例



北九州市

「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

条例制定にあたって(前文)

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

基本理念(第3条)

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



それぞれの責務・役割(第4条～第9条)

金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等の場合には、基本理念の実現に取り組む など

中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

中小企業団体 第5条

- 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

【問い合わせ先】 北九州市 産業経済局 中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1(北九州テクノセンタービル 1F)
TEL:093-873-1433 FAX:093-873-1434

北九州市中小企業振興条例（平成27年4月1日施行）

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畑、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見だし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所（以

下「事業所等」という。）を有するものをいう。

(2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。

(3) 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。

(4) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

(5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化（以下「経営改善等」という。）に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

（中小企業者の責務）

第4条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

（中小企業団体の責務）

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、

市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第7条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念の通り、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人をいう。）、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の

受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を見学生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第11条 市は、商店街（北九州市商店街の活性化に関する条例（平成25年北九州市条例第35号）第2条第1号に規定する商店街をいう。）の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。